

平成30年度第6回教育委員会（8月定例会）議事録

- 1 日時 平成30年8月7日（火）
午前9時30分から午後12時10分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員（教育長職務代理者） 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 惠璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
議案第2号 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
議案第3号 平成31年度県立高等学校生徒募集定員について
議案第4号 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第5号 県立中学校における平成31年度使用教科用図書採択について
議案第6号 県立特別支援学校小中学部における平成31年度使用教科用図書採択について
議案第7号 熊本県いじめ防止対策審議会の臨時委員の任命について
議案第8号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 平成30年7月豪雨に係る学校支援チームの活動状況について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が堀内委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、第7号から第8号は人事案件のため非公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から順に審議し、非公開で第7号から第8号を審議することとした。

（5）議事

○議案第1号 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

教育政策課長

教育政策課です。「第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書」につ

いてでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとされていることから、御審議をお願いするものです。

本報告書案については、去る 7 月 3 日に開催した第 4 回の定例教育委員会において、一度御審議いただいたものです。

その後、皆様からの御意見を踏まえて修正を行い、7 月 20 日に開催した第 2 期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会において、外部の有識者の皆様から御意見をいただきました。

本日は、大きく 2 つの事項について御説明します。

1 点目は、7 月定例教育委員会における御意見を踏まえて修正した内容、

2 点目は、教育プラン推進委員会の意見と県教育委員会の総括です。

それでは、報告書 22 ページをお願いします。「(3) 子どもたちの夢を叶えるの③学力の向上につながる教育の情報化を推進します」についてです。7 月の教育委員会において、櫻井委員、吉田委員からいただいた御意見を踏まえ、22 ページ下段の「今後の方向性」の最下段の○として、「情報活用能力については、子供たちが自ら問題を発見し、解決するための有効な手段として位置付け、『思考力・判断力・表現力』の育成を目的とした教育活動を通して習得させる等、単なる情報通信機器の習熟に留まることがないように留意し、取組を推進する」ことを追加しました。また、同じ文言を、76 ページの「取組 23 教育の情報化の推進」の「今後の方向性」にも記載しています。

79 ページをお願いします。「平成 28 年熊本地震への対応 熊本型防災・復興教育の推進」についてです。堀内委員からいただいた御意見を踏まえ、「今後の方向性」の一番上の枠に、「研修を受け、各学校においては、今後も想定される自然災害に対し、児童生徒が『自助』『共助』のために主体的に行動する態度を身に付けるための防災教育の充実を図る」ことを追加しました。

以上が、7 月の定例教育委員会での意見等を踏まえて修正した内容の御説明です。

続きまして、96 ページをお願いします。7 月 20 日に開催しました教育プラン推進委員会における外部有識者の方からの御意見について、まとめております。

第 2 部 教育プランに関連する教育政策の実施状況についての御意見です。2 つ目の○以降の個別の 7 つの項目についてそれぞれ頂いた御意見の説明は割愛させていただきますが、「全体的事項」として、2 点にまとめました。

- ・ 少しずつ上向きになっている項目もあり、概ね順調に推移している。
- ・ 教育プランの現在の指標では、網羅できていない部分があり、評価が困難な事項があるため、検討が必要。

というのが主な御意見でございました。

以上のプラン推進委員会の御意見を踏まえて、事務局として以下のとおり総括いたしました。

「第 1 部 熊本県教育委員会の活動状況」については、

教育委員会の活動については、定例・臨時の会議開催、学校訪問等による学校現場の現状把握、関係機関との意見交換などによる連携強化はもとより、ホ

ホームページ等による広報活動の充実など、引き続き積極的な活動に努めていく。

また、「熊本県教育大綱」を踏まえて、知事部局と連携した効果的な取組の推進を図っていく。とまとめています。また、「第2部 「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況」については、教育庁関連の指標 32 指標のうち、26 指標が策定時より上向きか横ばいで推移している。引き続き熊本地震の影響が一部見られるが、概ね順調に推移している。平成 30 年度が計画終了年次となるが、目標値の達成に向け、必要な対策に取り組んでいく。また、特別支援教育の充実や、外国語教育、国際教育の充実、教育の情報化の推進など、今回の点検・評価を通じて把握した課題や推進委員会の意見を踏まえて、取組の強化を図る。とまとめています。

以上で説明を終了します。

今後の予定についてですが、議案第 1 号の最下段に記載しておりますとおりですが、本日御承認いただけましたら、9 月県議会に報告することを予定しております。

御審議の程、よろしくお願い致します。

教育長

こちらの件につきまして、なにか御質問等はございませんか。

吉田委員

報告書 93 ページの取組 6 の「いじめ・不登校への対応」に関してですが、6 月 11 日に教育委員会主催のシンポジウムで講演しました。管理職だけでなく市町村の教育委員会と保護者も参加されたものです。その翌日に別の委員会に出席しましたところ「教育委員会は何をしているのか」といったニュアンスの意見が出ました。これに対しては私からも教育委員会としても様々な取組を行っていることは説明しました。ただし、現実の問題が起きてしまえば「結果がすべて」となってしまいますが。

こうした状況も踏まえれば、事務局からも働きかけや取組みについて県民の方々に知っていただくことが必要だと思います。わたしも講演の中では校長先生方には厳しいことも申し上げました。翌日の新聞にはシンポジウムについての記事が出ていましたが、保護者をはじめ一般の方々にもさらに参加を呼びかけるような積極的な働きかけをしてはどうでしょうか。

教育政策課長

ありがとうございます。

教育長

吉田委員、よろしいですか。

吉田委員

はい。

教育長

その他いかがでしょうか。

吉井委員

これは質問ではありません。感想なのですが、総括に「一人一人の学びに早くから取り組むとコミュニケーション能力が備わってくる。」というところなのですが、これをうまくやるかどうかでいじめにも関わってくると思うのです。子どもたちのコミュニケーション能力が優れているといじめも起こらないのではないのでしょうか。コミュニケーション能力の欠如がいじめに繋がるので、こ

れはよく書いてあるなあと思うんです。書いてあるように幼いうちから対応することで防げることもきっとあると思いますので、ここはよろしく願います。

教育長

他に御質問はございませんか。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

了承。

○議案第2号 「熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」

○議案第3号 「平成31年度県立高等学校生徒募集定員について」

高校教育課長

議案第2号及び第3号は、何れも平成31年度県立高等学校生徒募集定員に関する議案でございますので、一括して説明させていただきます。

それでは、議案第2号「熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。お手元の資料の1ページを御覧ください。提案理由は、熊本県立鹿本高等学校の学科の新設及び熊本県立矢部高等学校の緑科学科の改編に伴い、関係規定を整備するものです。

2ページをお開きください。「規則改正の概要」により改正内容を御説明いたします。「3 内容」欄を御覧ください。改正内容は、学則の別表中鹿本高等学校の項中「普通科」を「普通科 未来創造科」に改め、同表矢部高等学校の項中の「緑科学科」を「林業科学科」に改めるものです。鹿本高校の「未来創造科」には、グローバルな視点を養い、地域社会から国際社会まで、その発展に貢献できる人材を育成するコースと、スポーツの競技力向上に加え、人々の健康増進についても理解を深めることにより、生涯スポーツ社会を支える人材を育成するコースの、2つのコースを設置します。いずれのコースでも課題解決を探る力を養うための探究活動や多角的なものの見方を養うための教科横断的な学習に数多く取り組むこととしております。なお、定員はそれぞれ40名とします。

次に、矢部高校の「林業科学科」ですが、「航空レーザー技術を活用した森林情報分析研修」や「ドローンを活用した森林計画研修」、「防災と林業」等の科学的な考察を行う学習を取り入れるとともに、育林、伐採、流通、加工、経営計画、林業政策といった内容を幅広く体系的に学ぶことで、林産業全体を俯瞰できる人材を育成して参ります。

最後に本規則の施行日は、平成31年4月1日でございます。なお、経過措置として別表に規定している矢部高等学校「緑科学科」は、改正後の規定に関わらず平成33年3月31日までの間、存続することとしております。

続いて、議案第3号「平成31年度県立高等学校生徒募集定員について」御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。県立高等学校の募集定員については、熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会で定める必要があるため、御提案するものです。

次ページをお開きください。「平成31年度県立高等学校生徒募集定員」の

最上段を御覧ください。平成31年度の全日制高等学校の生徒募集定員は、昨年度と同じで、11,280人とすることを予定しております。また、平成31年度の定時制高等学校及び高等学校専攻科の生徒募集定員についても、昨年同様それぞれ440人、10人とすることを予定しております。なお、平成31年度県立高等学校生徒募集定員について決定いただいた後は、例年どおり9月の私立高校及び熊本市立高校の募集定員公表に合わせて、県立高校についても、高校毎の生徒募集定員を報道機関に提供させていただきたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

この件につきまして御質問等はありませんか。（少し待つて）

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

了承。

○議案第4号 「熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

高校教育課長

それでは、議案第4号「熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。提案理由は、熊本県立大津高等学校の通学区域の見直しに伴い、関係規定を整備するものです。

2ページをお開きください。「規則（案）の概要」により改正内容を御説明いたします。「3 内容」欄を御覧ください。改正内容は、熊本県立大津高等学校の理数科の通学区域を同校の普通科の通学区域と同一の区域とするものです。これは、同校の理数科の活性化を図るため、普通科と一括して募集を行うことによるものです。施行日は、平成31年4月1日でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

この件につきまして御質問等はありませんか。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

了承。

○議案第5号 「県立中学校における平成31年度使用教科書の採択について」

教育長

議案第5号「県立中学校における平成31年度使用教科用図書採択について」審議していきたいと思っております。なお、審議時間は、おおむね15分程度としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（各委員、了承）

本日の審議で時間内に意見がまとまらなかった場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、採決したいと思っております。同項の規定では、教育委員会の会議の議事は、教育長を含めた出席委員の過半数で決することとなっております。本日の出席委員は6人ですので、過半数は

4人となります。

意見がまとまらなかった場合の、採決の方法は、熊本県教育委員会会議規則第7条の規定に基づいて、無記名投票で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員、了承)

では、「道徳」の教科書について、事務局から説明願います。

高校教育課長

高校教育課です。付議文の次のページに今回発行されました道徳の教科書の一覧を掲載しております。今回は、この8社の中から1種類を採択していただきます。まず、これまでの流れについて御説明させていただきたいと思います。

県立中学校の教科書を選定するにあたり、県立中学校3校の校長、副校長、保護者代表等で構成する教科書選定委員会を、6月11日(月)に開催いたしました。なお、この保護者代表ですが、各県立中学校の保護者会の役員の方からお一人ずつご出席いただきました。

その後、計3回にわたり、県立中の副校長及び教科担当者による教科書調査研究委員会が開催され、県の選定資料をもとに県立中の教科書としての観点から調査研究を行いました。その結果をまとめたものが、A3版の資料でございます。その資料をもとに、7月13日(金)に、再度、教科書選定委員会が開催され、各教科書についての評価が行われました。県立中の教科書として適切だと思われるものという観点から選定について意見がまとめられ、報告されました。その意見書が、A4のホチキス止めをしております資料で、表紙に「県立中学校に係る教科書選定委員会 選定意見書」と記載したものでございます。

では、資料について説明いたします。A3版の選定資料の表紙を御覧ください。中学校学習指導要領の道徳の目標を示しております。道徳の教科書は全部で8者ございます。資料は、教科書目録の掲載順に並べております。

次に1～2ページを御覧ください。「東京書籍」の道徳の教科書の調査結果をまとめた資料です。資料の左上に、「教科書種目」の「道徳」、中ほどに「発行者番号略称」の「2 東書」、そして、その横に、「教科書番号」が上から3つ「721、821、921」と記載しています。教科書番号が3つありますのは、それぞれ、1年、2年、3年の教科書という意味でございます。教科書の採択は種目単位で行いますので、調査研究の結果の資料も、3学年分を1つにまとめたものとなっております。一番左の欄では、調査の観点を10項目設定しておりますが、これは、県の専門調査委員会での調査の観点でございます。その調査の観点の右側に「調査の結果」とありますのは、県の専門調査委員会での調査の結果でございます。その右側、資料の右半分が、「県立中学校に係る教科書調査研究委員会での調査の結果」でございます。選定委員会では、これらの調査結果を踏まえ、観点別に3段階で評価しました。県立中で使用する教科書として大変適しているものを「◎(二重マル)」、適しているものを「○(マル)」、一般的なものを「△(三角)」としました。更に、その教科書の全体的な評価を「総合評価」として、資料3ページの右側の一番上にご覧いただけますように、文章で示させていただきます。

では、次に、A4版の「県立中学校に係る教科書選定委員会の選定意見書」について説明します。「選定意見書」の1ページを御覧ください。最初の3行には、選定委員会が、県立中学校の教育活動に資する教科書としての観点から

調査結果を行い、その結果を踏まえて、評価したことが述べられています。その下の行からは、各教科書の総合評価結果が記載されています。そして、選定委員会では、更に、県立中学校の教育活動に資する教科書としては、どの教科書がふさわしいかという観点から、協議を進めております。そのことについて、選定委員会の意見の資料1ページの下から5行程度に記載されています。

選定委員会では、考え、議論する道徳の実現を図ることができ、県立中学校の教育に資する教科書としては「東京書籍」が適切であると考えました。一方、生徒の多様な考えを引き出す発問が設定されているという観点からは「教育出版」、教材が幅広く、発展的な深い学びを実現できるという観点からは「廣済堂あかつき」も適切ではないかとの意見もあり、この3社を中心に更に協議が進められました。

選定委員会では、最も高い評価となったのが「東京書籍」、次いで「教育出版」と「廣済堂あかつき」教科書という評価となりました。次のページには、「東京書籍」、「教育出版」、「廣済堂あかつき」の教科書でそれぞれ特に工夫されている点について、何点か取り上げてあります。

なお、本日の採択結果については、広く公開する予定ですが、他の採択地区への影響等を考え、8月末に情報提供を行いたいと考えています。以上でございます。御審議をお願いいたします。

教育長

今、事務局から説明がありましたが、「道徳」の教科書について、御質問や御意見はありませんか。

吉田委員

私は道徳教育は専門ではありませんが、まず大事なのが内容、つまりはコンテンツだと思います。そして、そのコンテンツを伝えるための道具が重要になります。その点、ご紹介いただいたように、子どもたちが主体的に考える道具だてが工夫されていると思います。そのかわり、その効果を上げるには先生たちの技量が問われると思います。ただ淡々と読んでいって「わかるね」ではなく、子どもたちの反応に素早く答えることが求められます。様々な意見を持っている子どもたちに対応できる教師のトレーニングを考えていただ期待と思います。教師まで道具というと誤解を招きやすいので、私は英語のインストルメントが大事だと言っています。道具というよりは楽器のように同じ音符でも様々な音色が出るものという感じです。教育委員会としても、教材はもちろんのこと、教師のインストルメント性を高めることが求められています。

櫻井委員

前もって教科書も見ていたのですが、内容だけを見ると別の業者のものでも良いものがあったが、先ほど説明にもありましたが、私は教師ではありませんけど、授業をするという観点から見ると、大きさ等を考えても工夫をされていますし、今回選定された東京書籍のものがいいのではないかなと思います。

堀内委員

教科書を見せていただきました。私もですね、母親の立場から見ると、東京書籍がとても子どもは喜ぶというか、勉強しやすいのではないかと思います。特に、中学一年生なのですけれども、漫画みたいな、ああいう感じで視覚的に

子どもたちが惹きつけられるような作りになっているかなと思いました。ただですね、中学2年生、3年生になりますと、子どもたちも精神年齢も高くなって、それなりに勉強してきていますので、似たような形のやっぱり2年生、3年生同じような作りなんですね。考える内容とかはそれなりに高度になってはきているのですが、少しそのあたりで2年生、3年生になってくると子どもたちの取り組み方っていうのか、このような内容でどうなのかなっていう考えは持ちました。でも、これから始まる道徳活動ですので、スタートとしては、ぜひこの教科書で勉強してくれたらなっていう気持ちになりました。以上です。

吉井委員

教科書はだいたい先にいただいていたので、読んでみたのですが、私はいじめのところに関してよく読んでみました。だいたいがこんな感じなのかなって感じだったのですが、ひとつだけ「いじめといじりの違い」というのがありまして、私は非常に興味をもちました。本人がどう捉えるかという事なのですが、そこは教科書を採用するかしないかということもですが、採用されようがされまいがこれは普通の授業として学校の先生方には入れていただきたいことだと思います。道徳の授業としてではなくて普通の授業としていじめといじりの違い、原因的なものは教科書採択に限らずお願いしたいと思います。

教育長

ありがとうございました。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

<東京書籍を県立学校3校の道徳の教科書として採択>

各委員

了承。

○議案第6号 「県立特別支援学校小中学部における平成31年度使用教科用図書の採択について」

特別支援教育課長

「議案第6号 県立特別支援学校小中学部における平成31年度使用教科用図書の採択について」御説明します。

提案理由ですが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条」において、次年度使用する教科書は、8月31日までに採択をするものとの定めによるものです。まず、簡単に特別支援学校で使用する教科書、それから採択の手続きについて御説明します。

表紙をめくっていただき、「別紙資料1」と付けておりますページを御覧ください。上段のスライドに示していますとおり、特別支援学校においては3種類の教科書を使用しています。左の「検定済教科書」は小中学校で主に使用されている教科書です。真ん中の「文部科学省著作教科書」は特別支援学校用の教科書で、「視覚障がい者用」「聴覚障がい者用」「知的障がい者用」があります。これらの検定済教科書及び文部科学省著作教科書の使用が適当でない場合、絵本等の「一般図書」を使用することが可能とされています。

次に県立特別支援学校の教科書採択までの流れについて御説明します。下のスライドを御覧ください。各校では、県教育委員会が定めた、「県立学校における教科用図書採択の基本方針」等に基づき、①各学校において校内選定委員

会を開催し、審議します。次のページのシート3を御覧ください。各学校においては、シートに示すような選定理由書を学部毎、教科毎に作成します。選定理由書の作成では、まず各学校が自校の教育目標や学習指導要領が示す教科の目標を踏まえて、その教科の指導目標を記載します。その指導目標を達成するのに適切な図書を各教科5～20冊「採択希望教科用図書」として選定します。各校が作成した選定理由書をもとに、前のシート2に戻っていただき、②にありますように、選定結果を特別支援教育課に報告し、③本課で点検整理を行います。その後、④教育庁内で教科書採択委員会を開催するという流れです。7月18日に採択委員会を開催し、各学校が選定した図書について審議を終えました。

本日はこの採択案につきまして御審議をお願いいたします。

なお、教育委員会において採択されました後は、下のシート4にありますように、各学校において児童生徒一人一人の障がいの状況等を考慮しながら、使用する教科書を個々に選ぶこととなります。

大まかな採択の流れは以上のとおりですが、平成31年度から中学部において道徳が教科化されることに伴い、道徳の検定済教科書を新たに採択する必要があります。選定に当たっては、検定済教科書を使用する5校による合同選定委員会で検討を行いました。庁内採択委員会において審議した結果、光村図書出版の教科書が最も適当として、本日付議しています。

次に、この教科書を採択案とした理由を御説明いたします。本日、お手元に光村出版の教科書を用意しております。1年生の38ページを御覧ください。各学年1冊の教科書に「コラム」が7つ設定されており、前の単元の内容をさらに深めることができるように工夫されています。御覧のように、文字だけではなく、イラストで示されていることで、文字を読むだけでは理解することが難しい生徒にとっても、視覚的に内容をつかみやすい構成となっており、特別支援学校の子供たちにとって効果的です。次に80ページを御覧ください。全ての題材の最後に、自分の身に置き換えて、さらに深く考えてほしいことが「学びのテーマ」として設定してあり、「考える観点」として、その時に、どう考えればいいのかといった「ポイント」が示されています。また、本書の特徴は、「見方を変えて」として、「別の立場」や「視点」から考えるための投げかけが、記載されている点です。特別支援学校の1学級の在籍者数は、現在1人から5人と少人数です。道徳教育においては、特に多様な視点で考えを深めていくことが大切となります。その点において、少人数であっても、多面的に考えを深め、多様な考えを導き出しやすいように工夫されている本書は適切であると考えます。

最後に、本書のサイズは、腕や手指の動きに難しさがある生徒にとっても、扱いやすい大きさとなっており、特別支援学校で使用するにふさわしいと考えております。

それでは、3枚目を御覧ください。このページから「平成31年度使用教科書採択案」を載せています。まず、ページ番号の3ページから23ページまでは検定済教科書であり、道徳の教科書以外については27年度に採択いただき4年間継続して使用します。24ページから59ページは文部科学省著作教科書について載せております。本日はその中から、知的障がい者用の算数の教科書を用意しておりますので、御覧ください。教科書の内容は学年別ではなく☆

の数で示してあり、☆の数が多くなるほど上学年用の教科書になります。60ページを御覧ください。これから一般図書を障害種別に御説明いたします。62ページを御覧ください。ここには、盲学校が選定した一般図書を載せております。併せて見本本を用意しておりますので、御覧ください。

まずは「点字教科書」を御覧ください。これは検定済教科書の内容を点字で表記してあります。点字にすることで量が増えるため、分冊になることが多いです。次に「拡大教科書」を御覧ください。これは弱視の児童生徒のための教科書で、検定済教科書の文字を拡大してあり、イラストのレイアウトも読みやすいように変更してあります。

また、このように（絵本：いろんなかたちをさわってみよう）「点字付きの絵本」など、立体的に図形が現れたり、凹凸に触れて内容を理解できたりする絵本を多く選定したりしています。このように、盲学校では視覚障がいのある児童生徒に対する教育を行うために様々な教科書を使用しています。

69ページを御覧ください。ここには、熊本聾学校が選定した一般図書を載せております。熊本聾学校は、聴覚障がいのある児童生徒に対する教育を行うため、9番「こどもきせつ ぎょうじ絵じてん」のように、視覚的に見やすく、内容を理解しやすい図書が選定してあります。

72ページを御覧ください。ここからは、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う学校である熊本支援学校が選定した一般図書を載せております。

知的障害特別支援学校では、29番「世界傑作絵本シリーズ 三びきのやぎのがらがらどん」のような絵本を児童生徒の実態に応じて、そばで教師が絵本を読み聞かせたり、絵本の中のイラストや文字等に注目するように言葉をかけたりしながら、授業を行っています。絵本の内容を楽しんだり、書いてある文字に興味を持ったりしながら、将来的な文字の学習につなげたりしており、児童生徒の実態に応じて、文字や数の学習に関する図書や集団生活への参加を大切にした図書の選定を行っています。他の8校の知的障がい特別支援学校においても、児童生徒の学びやすさを考慮してたくさんの絵本等を選定しています。

77ページを御覧ください。ここには、熊本かがやきの森支援学校が選定した一般図書を載せております。熊本かがやきの森支援学校は、重度の肢体不自由と重度の知的障がいのある重度重複障がいの児童生徒を対象とした学校であり、読み聞かせに適した絵本や音の出る絵本などの選定が多くなっています。33番「デコボコえほん あかあおきいろ」のように、児童生徒が実際に触れて楽しむことができるような絵本も選定しています。他の4校の肢体不自由特別支援学校においても音の出る本や仕掛け絵本などが多数選定されています。

111ページを御覧ください。ここには、黒石原支援学校が選定した一般図書を載せております。黒石原支援学校は、病弱者を対象とした学校で、心身症や慢性疾患のある児童生徒なども多数在籍しています。そのため、36番「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』4（くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算）」のような発展した学びができる図書から113ページ21番「エリックカールの絵本（音の出る絵本）10このちいさなおもちゃのあひる」のように絵や音を楽しむ絵本まで幅広く一般図書を選定しています。

説明は以上です。これらの採択について、御審議をよろしくお願いします。

教育長

何か御質問等がありましたらお願いします。

木之内委員

我々もいろいろと支援学級を見せていただいていますけれども、1人1人に適したというのが重要な部分かなと見ていて思っております。そういう部分では、我々もこういう勉強をしながらやっていただけなんですけど、やっぱりその場その場で、現場に対応したものが必要なもので、やっぱり校内での選定等を重視しなければいけないんだろうなというのを感じています。また、少しずつでもですね、その子たちが伸びていく時に本当に臨機応変にやらないと選べる幅っていうものがすごく大事になるじゃないかなというのを感じております。で、いろいろと幅広く選定されているみたいですので、そういうのを学校内でもですね、いろんな幅を持ちながら使える形をしていくっていうことが非常に大事なんじゃないかなと思います。いろいろな御苦勞も含めて選定のやり方っていうのは大事だと思いますけど、じっくりやっていただいているかなと感想を持ちました。

櫻井委員

字の大きな教科書とかあるということなのですが、これって、私はすでに老眼になったものですから拡大していますが、本ではなくてパソコンの形にすると、その子の視力に応じて拡大できるわけですね。もうちょっと文書という形ではなくて、もうちょっとAIを使ったほうが支援学校ではやりやすいのではないかと思います。

それと、道德の教科書なのですが、これと先ほどのこれですね。先ほども申しましたが、授業がやりやすい、やりやすいっていうのは道德の場合は、1+1が2という正解があるわけではありませぬ、大変難しいわけですね。そこが、ぶれないように授業が進められなければいけないのですが、こちらはそこがやりにくそうな気がしました。僕は先生じゃないので、そこらへんがよくわからないのですが、なるべくどの先生がやられても同じような考え方や結果が出たほうがいいと思いますので、ばらつきを少なくすることを考えたときに、ちょっとこれは内容が難しすぎるのではないかなと感じました。以上でございます。

特別支援教育課長

御指摘ありがとうございます。まず、デジタル化の件につきましてはですね、今現在、盲学校でそういったものをさらに拡大するマシンを使って拡大するというようなことをやってはいるのですけれども、ただ一方で新しいデジタル教科書というものもありますので、今後、こう言ったものを使用する機会も増えてくるのではないかなと思っております。それと、内容につきましては、多少難しいのではないかなという指摘もいただいたところではあるのですけれども、そのへんは子どもたちの実態に応じてですね、かみ砕いて教えていくこともさせていただかねばならないのだろうと思います。ほかの教科書もいろいろと見せていただいたのですけれども、中には障がいのある子どもたちが使うのに現実逃避といいますか命を取り扱ったものとかありまして、それ1つが入っているからその教科書は使いにくいなあという思いもあったりしまして、比較するとこの教科書が一番いいんじゃないかという結論になりました。

教育長

ありがとうございました。他に御質問はございませんか。
この件に関しては、原案どおり了承してよろしいか。

<東京書籍を県立学校3校の道徳の教科書として採択>

各委員

了承。

○報告（1） 「平成30年7月豪雨に係る学校支援チームの派遣について」

教育政策課長（学校支援チームの派遣から説明）

教育政策課でございます。

報告（1）、「平成30年7月豪雨に係る熊本県学校支援チーム活動の状況について」、でございますが、本日は、前回の臨時教育委員会の際に、委員の方から派遣された人達の声を聞きたいとの要望がありましたので、実際に現地で活動した4人の隊員に報告してもらいたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

派遣隊員

平成30年7月豪雨に係る熊本県学校支援チーム活動の状況について」報告をさせていただきます。学校支援チームは、7月豪雨災害で被害を受けました広島県で活動を行って来ました。

第1次派遣では、教育政策課の梶原主幹と私、県立教育センター塩村の2名が、第2次派遣では、県立教育センター大塚主幹、有田指導主事、林田指導主事の3名が派遣されました。

2ページを御覧ください。各訪問先には、昨年作成しましたこの「防災教育と心のケアハンドブック」を提供し、表記の活動を行いました。主に情報収集及び、急性期の学校運営への助言、児童生徒、教職員への心のケアの助言を中心に説明を行いました。派遣先については、広島県教育委員会及び安芸郡の坂町、海田町、府中町の3町を中心に活動して来ました。

3ページを御覧ください。上の写真は、学校支援チームが「防災教育と心のケアハンドブック」を基に急性期の心のケアについて説明を行っている様子です。熊本地震の経験を基にした学校支援チームの説明は、参加者の不安や悩みに寄り添い、今後の学校再開に向けての考えのよりどころとなったと感じました。

次に、活動を通しての感想です。学校支援チーム隊員からは、「発災直後の児童生徒のトラウマ反応に対する心のケアのニーズが高く、これまで心のケアサポート会議で取り組んできたことが役に立った。」「報道等を通じて想像した以上の被害だった。現地の方々と言葉を交わす機会があり、その方々の思いに触れ胸が熱くなった。」といった感想が出されました。

最後に報告書4ページを御覧ください。支援先の各町の教育長や小・中学校の校長からは、「学校再開初日での生徒の様子に対する助言や具体的な支援方法、職員の質問に対するアドバイスをもとに、今後長期に渡って児童生徒の支援を行っていきたい。」「各家庭や学校で被災状況が異なるため、学校毎に心のケアの対応が異なる状況がある。今後、すぐにでも各学校の校長先生を集め、今回の学校支援チームの助言内容を伝えていきたい。」などの感想をいただきました。

今後も被災した児童生徒や学校職員にどのような支援ができるのか、しっかりと考えていくと共に学校支援チームとしての資質を高めていきたいと思っております。

これで、説明を終わります。

吉井委員

お疲れ様でした。ありがとうございました。よく話は聞くのですが、熊本地震と他の災害の違いとして、瓦礫の美しさの違いというのを聞いたことがあります。水をかぶったところはすごい泥だらけで、熊本地震の場合は水をかぶっていないこともあって、熊本地震の瓦礫は美しいと聞きました。変な言い方ですみません。驚いたと東北からボランティアでいらっしゃった方がおっしゃっていた様子をテレビで拝見しました。こちらから行かれたので、熊本よりも悲惨な状況だったと思います。これをやっていただくことで、熊本地震というものは決してマイナスの部分だけではなく、それを踏み越えてさらにプラスの部分も出てくると思いますので、本当に大変だと思いますけど、今後とも御支援をどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。お疲れ様でした。

教育長

6月4日に支援チームを発足して、それから間もなく1週間くらいで、大阪地震で行っていただきまして、こんなに早く災害が起きてびっくりしたねという話をしていたらまた今回の集中豪雨で、かなりまだまだ現地は復旧で大変な状況なので、これからさらにネットワークも作っていただきましたので、さらに今後、夏休み明けとか、これから支援が本格的に必要になってくるかもしれないので、またそういった意味での支援というものをできる体制を持っておきたいなあという風には思っております。

吉田委員

日頃から支援チームとしてのトレーニングもされているのですか。

学校支援チーム派遣職員

今年度から基本的に初級、中級、上級といいまして、隊員の養成研修を行っております。それに、心のケアサポート会議を平成28年8月に立ち上げていただいておりますので、その知見とかも生かして、あとは教育センターの防災心のケアの研修をしっかりと演習でやったりしています。あとは、体育保健課がされています防災研修会、そういったものを連携しながら、各課と連携させていただきながらですね、私たちもスキルアップをしながら、また、新たな隊員も養成しながらで取り組んでいくというところです。

教育長

通常の業務をしながらですね、研修をしながら、また新たな隊員を3年間で80名養成するといった形で進めているところです。

木之内委員

学校支援チームなので、主に学校とのことになっているのだと思うのですが、他の、例えば消防等との、県庁の中での連携がどうなっているのか、よくわからないんですけど、今回、そのへんなんかその。

学校支援チーム派遣職員

その点につきましても、今回ですね、学校支援チームの養成研修の中で危機管理防災課であったり、社会福祉協議会であったりですね、そういったところと連携させていただいて研修を行うようにしています。実際、現場に行きますと、避難所運営を防災士の方がされていたりします。そういう方とですね、ま、隊員の中には防災士の資格も取ってですね、実際にそういうことをですね、共有しながらやっていくようなことも考えています。

教育長

大阪に行ってもらった時ですね、県の大阪事務所と連携して、現地で合流してもらったりというような形で対応しています。

木之内委員

我々も地震の時そうだったのですが、現場がすごい混乱するんですね。もう二重、三重に情報がうまく流れていないとか、逆に外部からの支援っていうのが外部の人間は落ち着いて判断できますから、ぜひ、その辺の後方支援的な部分として、中で音頭を取ったり、中心となるように後方から落ち着いて整理してあげることが非常に大事なのかなと思います。通常の仕事がされながらなので、ま、それが専門じゃないから、そこは努力しなけりゃいけないのだけど、生きる支援をやってください。

吉田委員

複数の団体があると個々の団体に特有の用語があって意思疎通ができないケースがあります。そこで、熊本県がリーダーシップをとって公用語とでも言えるものを作ってほしいですね。また、団体によって物事の見方や評価が違ったりするわけです。そのためにうまくいかなかったり、それまでは共有できていたのに視点が変わったりする。こうした課題点を明らかにしていただけて、問題が生じないようにしていただければと思います。

櫻井委員

一般的に学校を支援するということが非常に重要だと思います。一般的な行政の支援とか言ってもですね、混乱しているわけですから、そんな中で学校への支援に特化しているというのは、生徒たちにも先生たちも良かったのではないかと思います。もう一つは、防災教育におけるこの防災ハンドブックね。これのバージョンを上げながら、そして次って言っちゃいけないと思うのですが、次があると思うんです。その時にこれが役に立っていくのじゃないかと思います。

教育長

防災ハンドブックは、予想よりもピッチが速くて、残りが少なくなってきたので、今、増刷等も検討している状況です。

木之内委員

高校とかですね、いろいろ防災系学科を作ろうか検討されていたと思うのですが、そのへんはどうなっていますか。そこまでは難しい感じなのですかね。

教育長

内部では議論しているところです。

木之内委員

1つちょっと思うのは、外部的いろんなことでこういうチームを作っているっていうのは大事なのですが、兵庫なんかで僕も講演に行ってお話したりしたんですけど、小さい科ではあるんだけど、そこで専門にやっているってことが、そこが情報の集約になっているんです。継続的に捉えていくっていう点では高校の中でそこを落ち着いて整理してあげることにも必要なのかなとも思うのです。僕も高校教育の中でそこを作るのはどうなのかって思うんだけど、むこうでは引っ張りだこ、ある意味ではその後ろも大学の進学を機にそういう関係のところに入っている子も相当いるし、あ

と、実際その就職でも市町村でもそういうのを専門的に勉強した子っていうのは各市町村が欲しいわけですね。だから、ある意味ね、先生方がやっているっていうのは、アフターファイブやっているわけでしょ。僕は逆に学校の中に位置付ける。大学がやるべきなのか高校がやるべきなのかは非常に議論のあれだし、簡単に右から左へぽんとできることでもないと思うのだけど、やっぱり平常時になると、どうしても忘れがちになる部分だし、だんだんトーンダウンしちゃう。しかし、教育の予算でそのような多角的に検討して位置付けておかれると、基本的に忘れないためにもある意味大事なのかなっていう風を感じています。ま、そういうのは簡単にはいかないのかもしれませんが、継続的に検討していただけたらなと思います。

教育長

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいか。

各委員

了承。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人の退室を指示した。